

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

『サービス付き高齢者向け住宅整備事業』の補助申請の受付期間を延長しました。

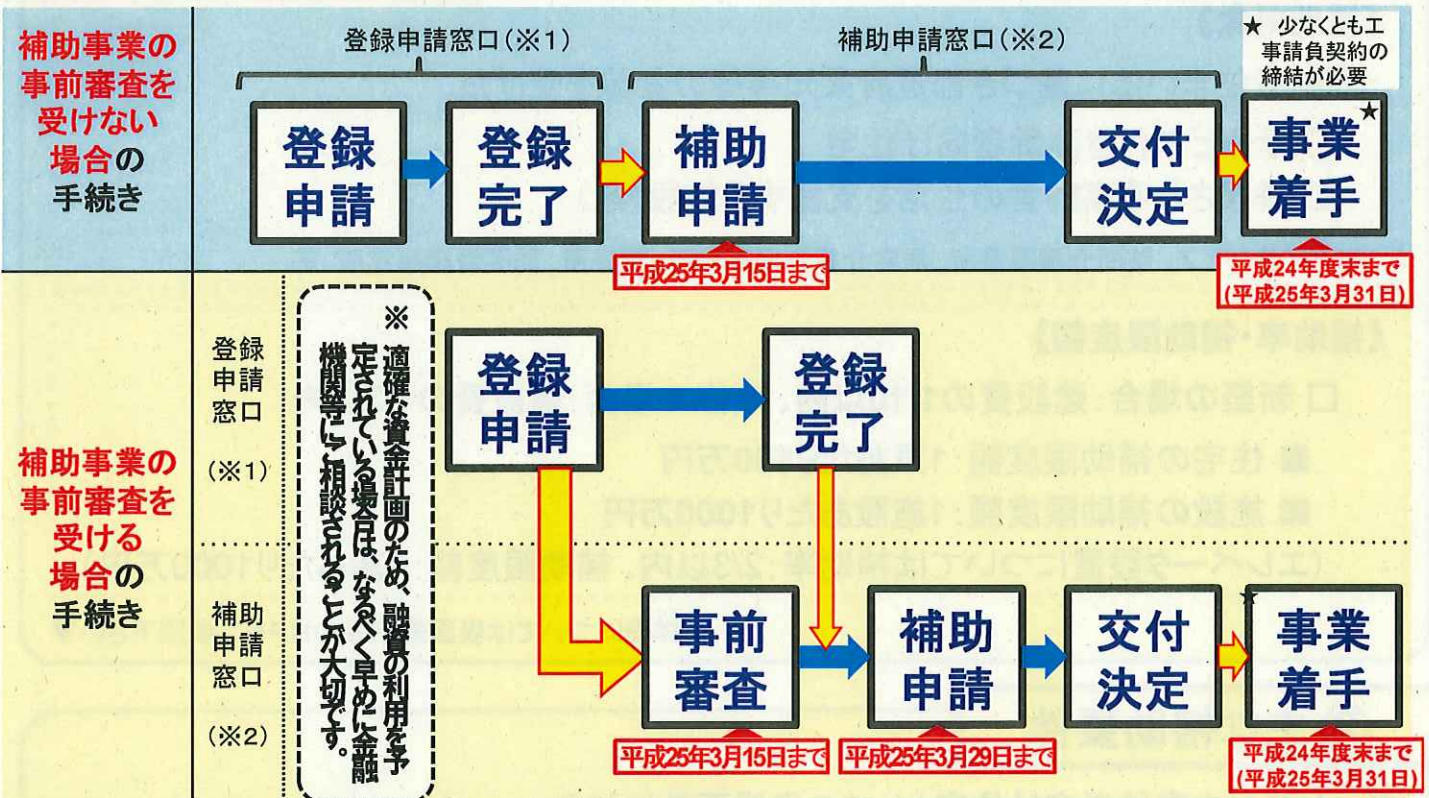
・補助事業の事前審査を受けない場合と受ける場合とで受付期間が異なりますので、注意してください。
(下の手続きフローイメージご参照)

・事前審査の受付がなされた事業であっても、補助申請には原則として登録完了が前提となりますので、余裕を持ってご相談ください。

〔事業の実施には、適確な資金計画が必要となります。そのため、融資の利用を予定されている場合は、登録申請前のなるべく早い段階で金融機関等にご相談されることが大切です。〕
▼詳細については最下段のHPをご参照下さい▼

手続きフローイメージ

※1 都道府県・政令市・中核市等
※2 サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局



補助事業のお問合せ先・申請先

〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-10 本郷TKビル5階

サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局

TEL: 03-5805-2971 FAX: 03-5805-2978 E-mail: info@serkorei.jp

補助事業・制度に関する総合ホームページ

↓ 補助事業の詳細、申請図書のダウンロード、最新の動向等についてはコチラ ↓

サービス付き高齢者向け住宅整備事業ホームページ <http://www.koreisha.jp/>

↓ サービス付き高齢者向け住宅の制度の詳細、登録住宅の検索等についてはコチラ ↓

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム <http://www.satsuki-jutaku.jp/>

<参考>サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

『サービス付き高齢者向け住宅整備事業』を活用してサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合、**国からその建設(改修)費の1/10(同1/3)(いずれも上限100万円/戸)の補助を受けることができます。** 【平成24年度予算額:355億円】

▼詳細については表面最下段のHPをご参照下さい▼

① 補助対象・補助率

《補助対象》

高齢者住まい法に基づき都道府県知事等の登録を受けた、

- サービス付き高齢者向け住宅
- 併設される高齢者の生活を支援する施設(※)

※デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、診療所、訪問看護事業所 等

《補助率・補助限度額》

- 新築の場合:建設費の1/10以内、改修の場合:建設費の1/3以内
 - 住宅の補助限度額:1戸あたり100万円
 - 施設の補助限度額:1施設あたり1000万円
- (エレベータ設置については補助率:2/3以内、補助限度額:1基あたり1000万円)

▼詳細については表面最下段のHPをご参照下さい▼

② 主な補助要件

サービス付き高齢者向け住宅としての登録要件に加え、

- サービス付き高齢者向け住宅として、**10年以上登録し、管理すること**
- 家賃の額を、**近傍の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないように設定すること**
- 家賃等の徴収方法を、**前払いによるものに限定しないこと** 等

▼詳細については表面最下段のHPをご参照下さい▼

応募締切:平成25年3月29日

【※ご注意下さい(融資の利用を検討される方へ)※】

住宅金融支援機構等の金融機関等の融資の利用を予定されている場合は、融資機関としての観点から審査がありますので、登録申請前のなるべく早い段階で金融機関等にご相談されることが大切です。